

## 金札引換公債と国立銀行

——改正国立銀行条例布告頃迄を中心に——

### 序 問題の所在

本稿は、本誌を含む新旧公債五部作に続く原審期公債史研究の一環として、金札処分<sup>(1)</sup>の為に交付される金札引換公債と国立銀行の設立及びその経営との関連(但し、後述の如く、ここでは金札引換公債にとどまらず他公債・国庫金等との関連をも検討)を説明する事を基本課題として<sup>(2)</sup>いる。

この点をさらに前者よりみれば、国立銀行は金札引換公債を一積杆に成立する事から、是迄ほとんど触れられない事<sup>(3)</sup>のなかつたへ金札・新紙幣の上納↓金札引換公債の交付↓同公債の上納↓銀行券の交付<sup>(4)</sup>という銀行設立手

千 田 稔

続の実態と特質について瞥見する必要がある。そして、この公債が銀行券の信用補完(且つ兌換の究極的保証)をなすが、銀行券信用の本来的基礎は準備金である故、大蔵省は開業前の必要条件としてこれに相当の配慮を払っていたはずであるから、これも同時に考慮しなければならぬ。

次に後者の銀行経営(但し、改正銀行条例布告頃迄)に関して、四国立銀行(第一・二・四・五国銀)が銀行券還流(銀行券が流通困難となって還流する事)や小野組破産で深刻な危機に直面していた事、にも拘らず持続し得たのは銀行券抵当による政府からの新紙幣借入れ等の救済措置がとられた事による事等が指摘済みである。

だが、①金庫直管となる前に一時的に小野組・島田組担当の府県為替方が国立銀行に配分され、取扱い国庫金高がその限りでは増加したのもあったろう事、②銀行券運用益は国家紙幣運用益となりつつも金札引換公債利子が危機の深刻化の中で「確実」な収益をもたらし、且つ国庫金抵当公債利子・新旧公債売買益等も一定度の役割をしていたはずである事、③小野組破産後の金融梗塞下で初期政商は失墜して、国家財政―公信用の果たす役割が非常に大きくなってきた事<sup>(2)</sup>などを考える時、その拝借金とにどまらず、それを含めた国家財政―公債と国庫金―と国立銀行の危機との関連を積極的に説明する事が必要となろう。そこで、かかる観点より資金構成・資金運用・収益構成の特質を説明する事が必要となる。

以上によって、金札引換公債を含む国家財政史の観点<sup>(3)</sup>よりする国立銀行の設立と経営の特質が説明されよう。

(1) 拙稿「金札処分と国立銀行―金札引換公債と国立銀行の提起・導入」『社会経済史学』四八巻一号も参照されたい。

(2) 拙稿「国家財政と初期政商」『土地制度史学』八七号。

(3) 金融史よりする貴重な各個別銀行史は必要を限りて本論で指摘するが、総じてかかる観点の積極的導入はみられ

ない。尚、本稿はあくまでも財政史の研究である。

#### 一 金札引換公債と準備金―国立銀行の開業前後

〈金札引換公債〉この交付は明治五年八月十五日（以下、明治は省略）に裁可され、金札引換公債条例は六月二八日に裁可される（布告は三月三〇日）。該条例は公債交付の二年五月二八日布告への対処を主眼とする事から、そこには公債と国立銀行との関連の言及はない。だが、六年六月三〇日付三条実美宛大隈重信「金札引換公債証書利子渡方」伺書<sup>(1)</sup>（世間普通之高利を棄 繰六朱之利を食り公債証書引替を願出候者は昨今御創立に相成候二三国立銀行之外は多く有之間敷）からもわかる様に、当初から公債需要は国立銀行以外にはほとんどない<sup>(2)</sup>とされていた。即ち、交付高二三万円余（六一八年『国債沿革略』第二巻、八八頁）のうち二〇七万円が国銀購入分で、僅か一六万円余が国銀以外の購入分である。それも、吉川経健（元岩国藤知事）が少なくとも九・八万円を購入している様に、旧領主資金の運用先として確実安全なる公債を選択したというものである。

この公債上納と銀行券下渡は、銀行条例（金札・新紙

幣の「入金割合及月賦の手續を明に」し、その上納〔但し、最低、資本金の半分〕で受取る公債を出納前に預託するのは、開業免状交付の前であり、且つその公債預託後に銀行券注文―銀行券下付となる〕によると、概ね創立集會開催頃から開業免状交付前後頃となる。この点を第一国銀を中心に見てみると、六年七月五日（創立集會後）、該行は大蔵省に、七二・二万円余（「総株数半高之十分六」）を上納するので公債を下付されたいとする<sup>(3)</sup>。だが、未だ公債は整備されておらず、且つ開業免状も交付していなかった。そこで、七月、大蔵省は正院に、第一国銀は既に社号を唱える特典を持ち、七二万円余も納入しているから、同行に公債・免状を渡すべきだが、公債製造が至急相運び兼ねる故に、とり敢えず免状のみ下付したいとする。七月二十日の免状下付は実はかかる事情に基づいていた。

そして、公債は未だ整備中の為に、出納頭金の札請取証の上納で銀行券が七月（四四万円余）・九月（十万円余）・十月（一八万円余）の三回にわけて交付される。内訳は小額紙幣（五円・二円・一円）が総額の六三%余を占めるものとなっている<sup>(4)</sup>。この条例（八条三節）違反

措置は、周知の通り、紙幣寮が流通容易な小額紙幣の増量下渡の第一国銀嘆願を今回限り特典を以て容認した事に基づく<sup>(6)</sup>。尚、第一国銀が最初の銀行券下付をうけると八月三〇日、太政官三〇四号布告で、銀行券を「総而正金同様通用せしめ」る旨が公示される<sup>(7)</sup>。公債―国家が銀行券信用を補充（且つ、公債が抵当となって、銀行券兌換を究極的に保証）している旨を公示したのである。

以後、資本金が払込済となる十一月から、再び出納寮に納金（十一月に二五万円、十二月に二〇万円<sup>(8)</sup>）して、残余銀行券七三万円余の注文が紙幣寮になされてゆくが、残り二八万円余の納金は遅れる。そこで、七年一月十日、紙幣頭は同行に、各行は「其銀行之挙動を以模範」としている故に、未納金あるは不都合だとして、残金の国債寮（六年七月設置）への納付とその請取証の紙幣寮への納付・銀行券注文を指令する<sup>(9)</sup>。未だに「公債納付―銀行券下渡」とはなっていない所が留意される。既に六年十二月頃には記名公債一四九万余円が整備されているから、これはもはや公債未整備によるものではない。実はこれは七年一月二二日付川村選紙幣大属伺書（条例通りに「公債証書相納候末紙幣製造取扱」っていは「当初代

価上納之日より紙幣下附迄之所余程日数相掛り實際營業差間<sup>(12)</sup>る故に、紙幣寮は「公債証書代価銀行より上納次第紙幣頭受取証下け渡し直に証書紙幣共製造取扱<sup>(13)</sup>ってきた事」による。上記指令で国債寮請取証となっているのは、「各職：公債証書事務国債寮へ引渡相成<sup>(14)</sup>」ったからであり、該伺書では同趣旨から銀行券・公債「交付順序」が精細に述べられている。これは裁可された様で、この順序（上記指令は該順序の第一、二項にあたる）通り、七年二月二日、第一国銀は紙幣頭に、残金二八万円余の国債寮請取証を提出して、代価分の銀行券下付を請求<sup>(15)</sup>している。そして、七年八月十九日になってから、銀行券充当として公債一五〇万円が同行より出納頭・紙幣頭に納付される。かかる（公債納付↓銀行券下渡<sup>(16)</sup>）という順序の転倒は、公債が銀行券充当であるという国立銀行制度の一根幹に根本的修正を施すものではないとして（但し、銀行側にとっては、代価上納時に公債が直ちに支給されぬ事は一定度の不安を生むものとなつたろうが）、草創期の銀行に配慮された保護措置であつた。

他行については、重要な事・各行に特有害な事を確認しておけば、①第二国銀は既述の理由で銀行券還流下に開

業した為、銀行券注文に消極的<sup>(17)</sup>で、受取つた銀行券も「僅数も発行不致<sup>(18)</sup>」る状況であり、且つ七年九月の大蔵省宛公債納付も「仮に受取<sup>(19)</sup>」るとされた事、②第四国銀は第一回入金時（六年十二月十四日）に「追て同高之記名証書御下け渡本式之手続に帰<sup>(20)</sup>」されたいと、前記「順序」に多少の懸念を示している事、③銀行券発行高に占める注文小額紙幣の割合は八三%（六年二月時の第二国銀）・六七%余（六年八月時の第四国銀<sup>(21)</sup>）である事、④銀行券信用の国家・公債による補完を公示する太政官布告は七年七月二十九日（第二国銀<sup>(22)</sup>）・七年一月二〇日（第四国銀<sup>(23)</sup>）・六年十一月十四日（第五国銀<sup>(24)</sup>）に各々出る事、⑤公債の大蔵省預託は、第四国銀が七年八月、第五国銀が七年七月に行なっているから、全行は銀行券受取後の七年七月に公債を上納している事、となる。

〈準備金〉六年十月三日、第一国銀は芳川頭正紙幣頭に東京・大阪への銀行券引換専務の別店設置伺いをなして、条例遵守する傍、開業当初の銀行券流通が円滑であつた事、六年十一月初旬の小林紙幣権助らの準備金充足状況を含む検査合格<sup>(25)</sup>などもあり、十一月十七日、該行は準備金を本位貨幣から地金銀に代えたい旨を再願する。

即ち、該行は前記別店設置伺いと同日十月三日に、高準備率（発行高の三分二）は「許多の交換」を予定したもののだが、交換僅少で無益な貨幣積立が損失となりかねぬ事から、非常時には地金銀を適宜積立てたいとしていた。この再願書では、具体的に「換用」高二〇万円（規定高の三分の一）を提示する。これに対して、芳川紙幣頭は該行に、十二月二日付小林意見（半季考課状提出後に「利害得失判然」<sup>(26)</sup>してから同行要請を聞届ける）に基づき、却下する。そこで、最初の半季考課状の提出後の七年一月二八日、第一国銀は得能新紙幣頭にさらに嘆願を繰り起す。考課状検討後の二月十日、青江紙幣助は上局に、「銀行将来之榮枯盛衰」に関する準備金規定の一部修正が多少の損失を生みかねぬ事、草創期に「根定たる準備金動候ては一般之民心にも相響」く事を指摘しつつも、銀行の「目前之損分も難黙止」として準備金の四分一のみ容認すべしとする（但し、他行には適用せず）。この様に大蔵省は準備金の「根定」性と銀行収益減殺との調整をはかったが、太政官は専ら前者の原則論を強調する。即ち、七年二月付三条宛大隈伺書（上記青江伺書と同趣旨）に対して、左院財務課は、眼前の小利で「根軸たる

準備金を動かす」と、「衆庶疑念を生し」、且つ他行へも「差響き殊に創業以降経過の日数も浅く内外の民望を失」うので、却下すべしとする。<sup>(27)</sup>その結果、三月二日に却下される。

他行の準備金の<sup>(28)</sup>大蔵省規制については、七年二月七日付上局宛本原静一紙幣中届伺書より、第四・五国銀にも準備金重視の立場から開業前検査が実施された事が看取される事を指摘するにとどめる。

(1) 『公文録』大蔵省二（六年七月）、二九号文書。

(2) 『大蔵省考課状』二、紙幣寮（六年七月九月）、十一号文書、『同上書』三、紙幣寮（六年十一月十二月）、三二号文書。

(3) (4) (5) (6) (8) (11) (12) (13) (14) (15) (16)

(17) (18) (19) (22) (23) (25) (26) (28) 『日本金融史資料』第三卷、四七頁、五〇頁、七一―四頁、四八頁、八七頁・九二頁・九五頁、四五四頁、一九六頁、二二二頁、二九三―五頁、三三四頁、三三四頁、一一九―二〇頁、三四九頁、三二三頁、三七七―八頁、三七六―七頁、八一―一五頁、八九―九〇頁、二五六頁。

(7) 『公文録』大蔵省伺二（六年十月）、二四号文書。

(9) 『日本金融史資料』第三卷、一七五頁、『大蔵省考課状』巻、紙幣寮（七年一―三月）、八二号文書。

(10) 『大蔵省考課状』三、紙幣寮(六年十一月二十日)、五三  
号文書。

(20) 『公文録』大蔵省伺二(七年二月)、三七号文書。

(21) 『公文録』大蔵省伺四(六年十一月)、五号文書。

(24) 『公文録』大蔵省伺三(六年十月)、二四号文書。

(27) 『日本金融史資料』第三卷、一九七—八頁、『公文録』  
大蔵省伺一(七年三月)、一号文書。

## 二 銀行券還流・小野組破産と国庫金

銀行券還流<sup>(1)</sup>は七年六月以降各行をおそい、交換による打歩分の損失のみならず、銀行券貯蔵による運用資金減殺という「不容易損失」(七年八月二三日付第一国銀書<sup>(2)</sup>)をもたらす。これに対して、第一国銀が八月三一日に銀行券抵当(前記八月二三日付願書では公債抵当)で新紙幣四十万円借入れを再願して、九月四日に聞届けられる(九月二日付得能宛第一国銀書簡<sup>(3)</sup>)。抵当品目が公債から銀行券となったが、公債利子(借入利子と同率)で国家紙幣を借入れたとも言える事が留意される。第四国銀は非常時には新紙幣兌換を容認されたいとするが(九月二九日付願書<sup>(4)</sup>)、結局、第一国銀同様に国債寮準備金から銀行券抵当で新紙幣三万円(年利六%)を借

入れる事になる<sup>(5)</sup>。所が、こうして両行が資金枯渇にある程度対処しえた所に、小野組破産(七年十一月二十日)による金融梗塞の深刻化・初期政商らの信用失墜に直面する<sup>(6)</sup>。

小野組閉店で「人心洶々の評も不少」る第一国銀には、渡辺弘紙幣権頭等が出向調査して、銀行条例十一条に基づき無抵当流用分(小野善助が約七十万円、古河市兵衛が約十万円)の株券を差し押えたので、損失は滞貸一・九万円余にとどまる(『第一銀行史』上巻、一九四頁)。所が、初期政商の信用失墜による銀行の信用減退で、預金引出・紙幣兌換が促進される。八年三月二九日付五代友厚宛沢沢栄一書簡<sup>(8)</sup>に、預金引出しで「困難に立至」るが、「頻に心配いたし、漸く取統申候」とある。この「心配」の一つとは七年十二月三一日付得能良介宛沢沢栄一銀行改革案<sup>(9)</sup>である。この内容(第一国銀自体の改革(①減資実施②三井への特例廃止③貸付の確実化④銀行役員(精選)と銀行規則の改善(①官金預り規則改正②準備金の緩和))は周知と言つてよいが、減資実施が銀行券還流下では銀行券返納・預託公債引上げ(且つ対資本利益率も増加)となつて好都合な事(大蔵省は第四・五国

銀の創設時にも小銀行化や減資を促進していた)、高準備率は利益抽出を困難にする故に「発行高の半減」とする事(但し、現状ではこれでも紙幣発行は不能)等が留意される。また、この改革には旧弊洗除で「信を世上に博するに至」(『銀行課第一次報告』、二五―六頁)った側面のあった事も否定できない。然し、九年三月五日付得能宛渋沢書簡(10)(抵当増額令以後、①「檢束方法の緩」と②渋沢の厚き「愛護」で「銀行と三井とは聊其堵に安んずるを得たり」)によると、増抵当提出面での特典(①)と国庫金取扱い・銀行券還流の救済(②)があつて初めて第一国銀の持統が可能だった事がわかる。

後二者について国庫金取扱いよりみると、根抵当が抵当増額令後に七五万円(六年七月三一日付馬渡出納頭宛第一国銀書簡「故に国庫金取扱い高は平均一五〇万円となる」(11)から百万円(実額)となるから、この限りでは取扱い高は減少している。然し、後掲第2表からもわかる如く、八年(特に上季)取扱い高は七年下季より増加している。これは、七年十二月二日付大蔵省達(府県が小野組閉店で「富商家農等へ一時預け金致」す時は身元健成る事と預金相当の抵当に留意する事、そうでない場

合は金庫設置して現金通送規則を心得る事(12)の方針下に、小野組担当府県方が三井組(13)と第一国銀等に配分される事に基づく。即ち、第一国銀は、七年十二月二八日付府県宛大蔵省達(①各省の府県宛渡金は当分第一国銀で「為替可相整」き事、②為替の困難な府県は現金郵送仮規則による事(14)など、二三県(元小野分十七県・元島田分六県)の出納取扱いに従事する(八年一月十一日付半季考課状(15)。八年一月三一日には、二月一日の府県出張所廃止に伴う租税金上納順序(府県の都合で、第一国銀經由の為替納付か、現金通送(この場合でも、東京到着後は第一国銀へ預ける)を選択せよとした上で(16)を定めているから、さらにこの面での取扱い府県は増加する。外に該行は内務省(七年十二月十五日開始)・司法省(七年二月二八日開始)・駅通寮(七年四月十三日指令)の国庫金取扱いにも既に従事していた(七年七月付第二回考課状(三井文庫、六三五―二〇))。

他行の府県方進出状況を見ると、第二国銀は熊谷県(元小野組担当)、第四国銀は新潟県(但し、これは三井組担当)を受持つ。第二国銀の七年十二月付熊谷県為替方拝命願書に対する得能意見書(17)では、国立銀行は「自他

之商会へ比較候時は唯々確實を以て専一といはし、營業手狭にして利益之生ずる道甚だ稀少(安全性優先)の爲に小野組国庫金流用の如き事態も生じるのだとした上で、銀行は大藏省為替方となつて「公私の便益を譲り候専務の職業」だとする所が留意される。同県為替方の島田組移管の判明後の第二国銀再願書では、高崎支店の製糸金融上での必要性を強調した上で、紙幣寮威光で爲替方を当行に命じられたいとする。そこで、十二月十七日、得能は再び安全性優先方針で銀行利益僅少なことから政府保護が必要だとして、府県方は銀行利益の「一端」とすべきだとする。<sup>(19)</sup>第二国銀の熊谷県為替方就任(十二月二九日)はかかる大藏省保護として実現したものなのである。第四国銀の新潟県為替方就任は、前記七年十二月十七日付得能伺書の下け紙に「新潟県よりも第四銀行へ為替取扱度」き申出があったとある様に、同県の該行保護方針に基づく。尚、第五国銀は後述の如く既に鹿児島県為替方を勤めていた。

次に、銀行券還流への救済措置は周知なので本稿に必要な限りで要点のみを記す。銀行券の通貨(正貨十銅貨十新紙幣)兌換を主唱する八年三月八日付四行嘆願書で

は、国立銀行が金札処分・新紙幣流通に無力化している旨が述べられる。特に金札処分面では、七年二月二日の第一国銀納入金(二・八万円余)全てが新紙幣、<sup>(21)</sup>六年十二月十四日の第四国銀納入金(六万円)の大半が金貨(二・四万円)・新紙幣(二・九万円余)、<sup>(22)</sup>六年十二月十三日の第五国銀納入金(三万円)の過半が新紙幣(一・九万円余)という如く、二〇七万円全てが太政官・民部省金札ではなかつた事が注意される(但し、銀行条例でも金札に新紙幣を含めていたが)。該嘆願に対して、得能は通常銀行を構想する一方、八年五月、国立銀行の「趣意」(即ち、金札処分)に反するが、銀行保護が必要だとして、「員額を定め銀行紙幣引揚、紙幣寮より通貨下与」(『大隈文書』A3406)したいとする。結局、八年十二月十七日、四行に公債利子負担(ここで初めてこれが明示)と銀行券抵当で新紙幣七五万円を国債寮より貸付ける事になる。<sup>(23)</sup>

以上の二措置で第一国銀らは八年状況に資金面では対処し得てゆく。筆者は小野組破産後の金融梗塞打開の担い手は銀行ではなくて国家(公債と国庫金)だとした事があるが、<sup>(25)</sup>本稿に必要な限りで国庫金に就いてみておこ

う。即ち、八年には、金融梗塞打破の担い手は社会的信認の脆弱な銀行ではなくて「国家理財」であり、政府公金の内を以て民業資本に貸与すべし（「物産製造資金貸附所設置の議」〔大隈文書〕第四卷、一八一頁）、或は金融梗塞打破の為に国税六千万円の半分を抵当とした預り手形を発行すべし（大隈重信「通財局を設けるの建議」〔大隈文書〕第三卷、一五八頁）、といった意見が提唱される。ここでは、国立銀行ではなく、貸付所・通財局を通して国庫金を貸付けるとしている所が注意される。

というのは、該方針にも一定程度関連して、終に納金局（八年十二月二日）・実金局（九年二月）設置で国庫金が大蔵省直管となり、銀行券還流の深刻化にも拘らず第一国銀の取扱い国庫金が引上げられる事になるからである。これに対して、九年三月五日、渋沢頭取は得能に、①運用金額の急激な減少は融通・営業上の支障となる事、②本邦通貨高（一億三千万円）の四六%余を占める国庫金六千万円が半年間退蔵されて金融壅塞を助長する事（即ち、渋沢は国庫金を前記貸付所を通して運用するものとは考えていない）などから、国庫金取扱の慣行の急激な改正に反対して、国庫金返納に付き「行務改正見込書并

損分子算書」①出納寮預金の返納②内務・大蔵各寮預

金の返納③急迫時の国庫金二五万円の本店・大阪支店向

け融資④必要時の内務・大蔵両省預金は当座預金とする

事⑤内務省各県への為替等の継続⑥「損札官省札及旧金

銀交換」御用等の継続を提出する。①②をのむ代りに

③⑤⑥を要求した訳だが、②ではさらに四五万円の銀行

券抵当借入れ（これと八年十二月借入れの四五万円を合

せて銀行券抵当借入れは九〇万円となる）と七五万円の

拝借（年利六%で三年据置十年賦）を請願していた事が

留意される。仮に全て容認されれば、最低限国庫金高は

二一五万円（②+③）という高額となる。かかる「尚追々

御貸下の義願出」る状況に直面して、三月十日、得能は終

に銀行券の金銀貨・新紙幣引換の決裁を要請するに至る。

だが、これが却下されたのは周知の通りであり、代わっ

て第一国銀に七五万円融資が容認され（九年四月二二日

尚、それ以外の条件は六月六日に「詮議之上更に可相達」

とされる）、残余銀行券抵当での新紙幣借入れは他行に

も容認された（九年六月三十日の銀行券抵当貸付高は一

三四万円〔『明治財政史』第十三卷、一一一頁〕。この結果、金札引換公債（一四二万円）利子は新紙幣借入れ費

となり、「政府は恰も先に銀行に売渡したる金札引換公債を再び買戻したる有様」(『貨政考要』)『明治前期財政經濟史料集成』第十三卷、四四三頁)となつたのである。

かかる新たな国庫金取扱い上での保護のもと、九年六月三十日に第一国銀は大蔵省並各寮預金を完納する(九年七月十六日付半季考課<sup>29</sup>状)。以後も、旧金銀貨幣交換元金の半額(三万円)返納(九年七月四日)、大阪造幣寮預金返納(九年九月四日)などが行われるが、出納寮の為替金取扱方継続・内務省御用指令(九年八月二五日)もあり(十年一月七日付半季考課<sup>30</sup>状)、預金の比重は低下しつつも、借入金・新紙幣等を含む国庫金が第一国銀の重要な資金源となつていた。

- (1) (2) (3) (4) (5) (7) (15) (17) (18) (19) (21)
- (22) (23) (28) (29) (30)、『日本金融史資料』第三卷、二二—三四頁、三八二頁等、二二—三四頁、三八二頁、二二—五頁、三八三頁、二二三頁、二三六頁、五八頁、三四四—五頁、三四七頁、三四六頁、九六頁、一一九—一二〇頁、一六六頁、八一頁、八一頁、九四頁。
- (6) (13) (25) 前掲拙稿「国家財政と初期政商」。
- (8) 『五代友厚伝記資料』第一卷、二五四頁。
- (9) 『第一銀行史』上巻、一九五—九頁。

- (10) 『公文録』大蔵省(九年四月)、十三号文書。
- (11) 『日本金融史資料』第三卷。
- (12) 『太政類典』第二編第二八六卷、十一号文書。
- (14) 『太政類典』第二編第二八七卷、七十号文書。
- (16) 『太政類典』第二編第二七一巻、二四号文書。
- (20) (24) (27) 『明治財政史』第十三巻、一〇四—七頁、一〇九頁、一一〇—一頁。
- (26) 『公文録』大蔵省(九年四月)、十三号文書。

### 三 国立銀行の資金構成・資金運用

〈資金構成〉ここでは、今みた様な救済・保護措置となる国庫金が、それ以前を含めて資金の中でどの程度の比重を占めていたかを主としてみる。まず、第1表で全四行資金を概観しておく、①政府勘定が民間・株主両勘定より多く、減少傾向にありつつも第一国銀の政府勘定が圧倒的である事、②抵当増額令以後に純然たる国庫金(御用預金+御用手形。第2表備考④参照)は減少するが、当座預金・拝借金がそれを補充している事、③民間勘定では八年六月以降に当座預金減少・定期預金増加の傾向と銀行券流通高と振出手形が逆比例関係にある事が看取される。

第1表 各国立銀行の資産・負債一覧 (右欄は第一国立銀行の占める割合)

資 産 (単位は円)			負 債 (単位は円)			資 産			負 債		
内 訳	明治7年6月30日①	8.6.30②	明治7年6月30日①	8.6.30③	9.6.30④	①	②	③	④	⑤	⑥
銀行抵当公債証券	1,920,000	2,020,000	4,215,806	1,935,539	1,025,832	78.1	74.2	63.3	100	97.0	91.4
府 債	673,556	1,040,397	3,464,215	1,729,881	228,642	97.7	75.2	72.6	100	96.6	87.3
貸 計	2,793,556	3,060,397	7,680,021	3,665,420	1,254,474	84.2	74.5	68.1	100	96.8	90.6
御用当座預金貸 越					637,605					67.0	
小 計	2,793,556	3,060,397	7,680,021	3,100	25,352				100		100
貸付金	2,883,929	2,357,660	1,040,000	1,340,000	184,800	83.3	72.7	66.5		23.5	78.4
期限満貸付金		5,820	1,055,325						100	83.0	78.3
人 滞貸付金		2,030									
民 期借預金貸越		1,275									
当座預金貸越		3,245	1,356,979	381,163	62,456				73.9	50.0	?
当座引当手形	3,430	3,245	665,795	861,208	1,129,990				62.3	52.1	58.6
貸 借為替手形	187,219	242,490	515,518	1,136,521	543,379				93.0	83.4	72.0
為替貸	9,000	550	275,101	181,422	697,000				98.2	89.7	99.9
小 計	3,083,578	2,650,214	1,136,765	119,765	28,115	83.0	73.9	70.0	100	18.6	100
銀行所有物	9,016,703	5,866,830	2,593,179	2,298,916	2,399,790	95.7	77.3	80.9	88.7	69.6	74.2
他店へ貸	184,204	964,823	869	394	13,099	87.1	89.3	50.7	100	0	0
補正勘定	5,984	46,982	6,997	330,760	48,281				96.9	99.8	88.6
雑勘定			136	16,241	25,672						
加算入費	2,642		3,958,160	3,027,474	2,549,298				83.6	70.1	106.7
小 計	15,086,651	12,569,252	3,211,271	3,496,939	2,531,133				78.9	75.3	65.5
株主より借(下欄)			(3,200,000)	(3,450,000)	(2,450,000)				100		100
他店より借			225,528	260,582	305,233				70.1	41.6	48.5
純益金			11,666	20,408	22,936						
雑勘定											
合 計	15,086,651	12,569,252	15,086,651	12,569,252	8,899,828	90.8	76.9	81.4	90.8	76.9	81.4

【備考】『銀行課第一次報告』『日本金融史資料』明治・大正編、第七卷上、50—51頁より作成。尚、各項の数字は小数点以下切捨てとして、その合計は必ずしも「合計」の数字とは一致しない。

「半季實際考課状」

		負		債 (単位は円)		
内 訳	明治6年下半季	7.上	7.下	8.上	8.下	9.上
御用預金	5,172,225	4,215,806	1,991,982	1,877,569	1,162,788	938,063
御用手形預金	1,092,266	3,464,215	834,152	1,672,698	138,264	199,675
計	6,264,491	7,680,021	2,826,134	3,550,267	1,301,052	1,137,738
政府より借						
御用当座預金					1,292,340	427,752
約定預金					14,220	25,352
扨借金				990,000	188,000	80,000
紙幣代り下金					312,000	900,000
旧金銀紙幣引換元			28,325	248,325	130,000	145,000
その他小計①	6,264,491	7,680,021	2,854,459	4,788,592	3,590,828	2,732,053
紙幣流通高②	753,195	1,002,977	460,796	190,694	779,279	883,634
当座預金	62,176	479,684	741,302	967,160	208,923	391,693
振出手形(手形類)	236,049	270,259	91,481	162,858	264,184	696,489
約定預金				3,100	180,000	1,306
別段預金	2,170,500	1,136,765	1,778,592	19,765	50,943	28,115
定期預金	380,637	415,278	483,837	449,460	327,977	663,139
計③	2,849,362	2,301,986	3,095,212	1,602,343	1,032,027	1,780,742
代金取立手形		869			434	
仕払銀行手形		6,782	99,065	330,219	17,524	42,822
その他小計	3,602,557	3,312,614	3,690,910	2,123,651	1,945,968	2,707,200
株主より借 (下欄は、株金) ④	2,440,800 (2,440,800)	2,534,223 (2,500,000)	2,622,028 (2,500,000)	2,636,036 (2,500,000)	2,657,997 (2,500,000)	1,658,477 (1,500,000)
本支店役員より借	19,161	26,786	18,012	17,782	23,765	
他店より借						6,075
純益金 (下欄は別段積立金) 〔参考〕積立金(「株主より借」の一部) ⑤	93,551 (11,271)	158,144 (15,756)	135,850 (12,008)	108,413 (10,460)	138,564 (13,979)	148,168
		11,271	27,028	39,036	49,497	63,477
合 計	12,420,567	13,711,794	9,321,263	9,674,478	8,357,123	7,251,974
資 金	12,307,855	13,496,258	8,937,497	8,130,667	7,085,118	5,818,697

史料制約もあるが、以下、各行別に第一国銀よりみると、① 抵当増額令以後も総資金の五割前後を国庫金が占めている事(但し、七年下半季のみ三割余)、② 概観でも指摘したと同様に、八年以降に純然たる国庫金が減少するの、それ以外の国庫金が増加している事(但し、第一国銀の他行に対する比重は減少(「第1表」)などが看取される(「第2表」)。この国庫金の高比率は、第一国銀が、① 当座預金・定期預金は一口百円以上(六年八月一日付営業広告)と、ある程度の貨幣所有者の資金収集に限定していた事、② 且つ商人が「自身の庫中」を銀行より安全とし(≒銀行課第一

第2表 第1国立銀行の

資		産 (単位は円)				
内 訳	明治6年下半年	7.上	7.下	8.上	8.下	9.上
政府へ貸						
紙幣抵当公債証券	1,182,200	1,500,000	1,500,000	1,500,000	900,000	900,000
預金抵当公債証券	100,000	100,000	120,000		870,419	1,042,446
拝借金抵当紙幣					638,000	850,600
その他小計	1,282,200	1,600,000	1,620,000	1,500,000	2,408,453	2,792,446
並貸(貸付金)	3,250,068	2,373,480	2,813,793	1,715,007	1,419,531	1,337,613
人為替貸				18,419	89,609	
民商業元	557,050	187,219	297,816	210,495		
府内割引手形						130,550
当座預金貸越					44,925	62,028
期限過貸付金					248,799	292,638
公債証券買入元	118,120	754,077	717,693	782,995	74,708	33,199
小計	3,925,238	3,314,776	3,829,302	2,726,918	1,877,574	1,856,050
金有紙幣準備本位貨幣	510,000	670,000	307,500	127,500		
銀高預金抵当通貨			229,530	404,600		
その他小計	7,071,627	8,636,483	3,709,727	4,539,924	3,019,790	2,369,403
銀行所有物	141,500	160,533	162,233	861,887	1,011,887	158,387
補正勘定・他店へ貸				45,746	39,416	75,686
合計	12,420,567	13,711,794	9,321,263	9,674,478	8,357,123	7,251,974

- 〔備考〕 1. 明治7年下半年より、「手形類」が「振出手形」、明治8年下半年より、「並貸」は単なる「貸付」、「買物流込」の家作・「地所」と「營業用」の家作・地所・什器・は「銀行所有物」となる。
2. 明治7年下半年より、「商業元」は「金銀有高」から「貸付金」或は「人民へ貸」、8年下半年より「地金銀」は「金銀有高」、「公債証券買入元」は「人民へ貸」、貯蓄金・株金・滞貸抵当・利民抵当・仕払未済割賦金・仕払未済利息抵当は「株主より借」、仕払未済貸金抵当は「支店役員より借」、に仕訳されている。尚、公債証券買入元金は人民所有公債の購入の故に「人民へ貸」に仕訳されているが、究極的には「政府への貸」となる。第1表右欄の計算では、これを「政府への貸」に含めている。
3. 明治7年上半年の純益 158,144 円には、「前半季繰込 27,362 円」が含まれている。
4. 8年下半年では、「御用預金+御用振出手形」が、「金銀有高」の「御用預金」と一致しているので、これか預り官金乃至その中核となる。また、資金は、{資本金(④)+積立金(⑤)+預金(①+③)+紙幣流通高(②)}である。
5. 各季の実際報告(『三井文庫』。716;『日本金融史資料』明治・大正編、第3巻)より作成。

次報告』一〇二頁も参照)、預金するより「營業に用」いた方が有利とした事から、定期預金の「多分」は華士族、「最も便を商賈に与るもの」(『銀行課第一次報告』八九頁)である当座預金(五九〇)の大部分が官員(三九〇)・華族(四〇)・士族(五〇)と、商人の資金さえ収集し得なかつた事(八年『第一国立銀行遷度氏報告』)等より、広く民間資金を収集し得なかつた事による。尚、七年下半年まで民間預金の過半或は大半を占める別段預金は、未だ「定期・当座等の預金勘定で処理しえない」<sup>(3)</sup>特別勘定で、八年以降の著減はこれが取引先への未決済金の預り・貸付抵当

第3表 第4国立銀行の「半季實際考課状」

		貸 (単位は円)			負 (単位は円)		
		明治7年下半年	8.下	9.上	明治7年下半年	8.下	9.上
内	紙幣抵当公債証券	120,000	120,000	120,000	御用金	242,243	68,957
	政府 抵当公債証券	17,664 但し「預金抵当公債証券」	58,968	72,257	政府御用字形預金	543,640	28,967
小計		137,664	178,968	192,257	計	785,883	97,924
貸付金	250,415	167,713	237,956	249,973	抵当交換元	10,000	10,000
人民 商業元	10,628	6,914	85	907	小計	795,883	107,924
人民 港内割引手形	3,280	3,250	4,000	3,500	紙幣流通元	48,695	15,262
借為換手形	11,555	5,074	1,776	140,226	定期預金	195,002	111,862
公債証券買入元金					当座預金	1,912	19,909
小計	272,598	186,231	243,817	394,606	振出手形	30,000	3,147
金銀行所有	74,467	861,842	185,206	655,514	別段預金	226,914	162,918
銀行所有物	5,355	11,343	15,696	15,507	計	162,918	152,761
他店貸			8,661	2,578	仕込銀行手形	12	20,980
補正勘定		4,176	8,365	385	小計	275,621	198,260
本支店利払出高	4,807				株主より借 (下欄は)	200,620	206,230
本支店雑費	3,392				純基金	26,491	14,187
卸業入費	2,113				支店勘定		25,672
仕込不済利息抵当	2,332				本社紙幣代り御下金		30,000
合計	502,735	1,242,563	654,002	1,240,781	合計	502,735	1,242,563
							654,002
							1,240,781

〔備考〕 1. 明治7年下半年で、資産勘定に損失・経費があり、負債勘定の振出手形の項の金額は為替借。9年下半年は、表となっていないので、考課状より、該当項目の未記入。邦借金とは国債券からのものである。尚、ここでの純基金は賸餘なものではない。又、貸金は、各季實際預金不明なので、算出している。

2. 『日本金融史料』明治・大正編、第3巻、263—270頁より作成。但し9年下半年は『第四銀行五十年史』（昭和49年5月）の附表による。

第4表 第5国立銀行の明治7年上半季実際報告

資				負			
	大阪本店	東京出店	鹿児島出店	大阪本店	東京出店	鹿児島出店	全 体
内 訳	大阪本店	東京出店	鹿児島出店	大阪本店	東京出店	鹿児島出店	全 体
預貯金	300,000			295,080			295,080
並 貸	180,555	90,174	48,605	108,000	20,707		128,707
人 為 預 貸	20,688	3,739		1,866	1,866	5,130	6,997
民 校 店 元 金 庫 債	110,000			20,688		3,739	
同上立替貸	15,000			5,000		10,000	
公債証券	11,398						11,398
小 計	337,641	93,913	48,605	108,000	48,261	18,869	135,704
金行 振替預金本位貨幣	140,000	60,000	15,651	純益金	14,865	330	15,752
銀兩 雜貨幣	80,302	4,899		株主より借 (下欄に)	504,406		504,406
				元 金	(500,000)		(500,000)
その他小計	280,302	64,889	15,651		120,000	50,000	
銀行所有物	4,406	9,809	5,149	合 計	922,351	168,612	69,407
合 計	922,351	168,612	69,407				950,943

〔備考〕『日本金融史資料』明治・大正編、第3巻320—327頁より作成。

たる公債の利子の預り等(『銀行課第一次報告』一〇六頁)に限定されてゆく事による。

第二国銀の初期考課は不明だが、第四国銀は、第三表によると、①八年下季以降(即ち、小野組破産以後)、拝借金を含む国庫金は民間預金より多い事、②預金(特に当座預金)は少なく、小野組破産以降は減少傾向にある事(尚、ここでの別段預金には、資本金超過分一・六

万円が含まれる『第四銀行百年史』一〇五頁)等が看取される。①を敷衍すると、既述の如き三井組に代わる

新潟県為替方就任を国庫金預りの嚆矢と考えがちだが、当初は預金の官民区分をしていなかった様で、実は最初の定期預金は開業草々(七年三月)に県が預けた学校資本金・郡中予備金二・五万円なのである。また、七年四月九日制定東京支店規定の四項に「県庁資金引請取扱に

第5表 本店担保貸付高  
(明治7年)

担保	件数	金額(円)
田畑・地家	142	70,245
地家	60	33,054
公債	7	10,880
米	69	176,970
綿	6	9,700
紗	2	3,000
	2	4,000
無	16	9,137
モ	11	6,850
合 計	315	323,836

〔備考〕『第四銀行百年史』61頁。

付、東京手配分  
第一銀行へ示談<sup>(6)</sup>するとあり、既に新潟県貢金取扱いにも着手していた事がわかる。さらに、銀行券還流で危

機に陥ると、県庁より貢米買請の特権を与えられ、七年十一月に五千俵を売却する。この様に実は同行は新潟県為替方の機能を一部遂行していたのであり、八年二月二五日の為替方就任で県内に郡中納金取次所を設置して府県方を独占すると共に、新潟師範学校・外国語学校・東京鎮台分営の為替方にも従事してゆく。第五国銀については、現在の所は七年以上季考課状のみ判明していて(第4表)、これからは、①預金は大阪本店が中心で鹿児島出店の比重が低い事、②預金は定期が中心である事などがわかるが、国庫金の比重は不明である。

所で、該行の資本金は「主として島津家の出資」(『鹿児島県史』第三卷、八三九頁)だったのみならず、定期

預金の大半(八・八万円)も同家が大阪造幣局に依頼した地金の鑄造貨幣十万円より出たものであった。そして、七年三月には島津家兩邸出納取扱方のみならず、鹿児島県庁為替方をも命じられる。以後、該行は旧藩札交換方(七年十月)・陸軍省為替(八年一月)・同県貢典米石代金預り(八年一月)・海軍省鹿児島製造所為替方(九年一月)等に従事してゆき、九年以上季全行取扱い国庫金高(三四八万円余)から第一(二七三万円余)・第四国銀分(二二万円余)を除いた五三万円余(但し、三三万円は銀行券抵当借入れ金)という高額を第二国銀と共に扱っている(前掲第1・2・3表)。

〈資金運用〉ここでは、今みた様な特質をもつ資金が、どの程度に公債所有に運用されていたのかを考察するのが主目的である。

まず、前掲第1表より全行を概観すると、①小野組破産以降(即ち、八年以上季以降)、民間勘定が減少して政府勘定に公債購入が多くなり、取扱い国庫金(負債の政府勘定)に対するこの割合が三六%(七年以上季)・五三%(八年以上季)・八三%(九年以上季)と著増し、相対的には資金運用面での国家依存度が顕著化している事、②民間

勘定の中心たる貸付金は減少傾向にありつつも、民間預金より多い事(但し、九年以上季を除く)、③人民は銀行を「貸付所」とみていた事もあって(『銀行課第一次報告』八九頁)、手形割引の比重が低い事、などがわかる。

次に、第一国銀を前掲第2表よりみると、銀行券還流・金融梗塞下の八年以上季・九年以上季には政府勘定の比重が高まり、その内公債が七三% (八年以上季)・六九% (九年以上季) を占めている。特に抵当増額令以後は国庫金抵当の公債が金札引換公債とほぼ匹敵するか(八年以上季) 或は上廻っている(九年以上季)。しかも、七年以上八年以上季に計上される公債証書買入元七〇万円余は増抵当分の充当のみならず、売買益取得を見込むものをもかなり含む。そして、これを含めた公債費と貸付金高(民間勘定の中心)を比較すると、ほぼ同じか(七年以上季) 或は前者が後者を上廻っていて(八年・九年以上季)、小野組破産後は資金の主運用先が貸付から公債(諸抵当と投機)へと変化してゆく事がわかる。しかも、小野組破産迄は「地券米穀生糸木綿其他の商品」抵当貸付や一部信用貸を行ないつつも、「公債証書の抵当を第一」とし(前記七年十二月三一日付渋沢銀行改革案)、破産後は信用

貸を廃止して「普通の貸金抵当は新旧秩録公債証書洋銀又は金銀地金のみ」と徹底される(但し、荷為替貸付の増加も企図される(同上改革案))。即ち、八年十一月のA・A・シャンドと大阪第一国銀支配人らとの会談で、後者が貸付担保は「重に是(公債―筆者)のみ 猶亦地金銀金貨にても」<sup>(9)</sup>と返答していた様に、公信用浮上で担保物件としての公債の重要性が強まる。確かに八、九年以降は荷為替貸付(群馬(八年)・福島(九年六月十七日紙幣寮允可)との生糸荷為替、陸羽地方との米穀荷為替(九年八月四日紙幣寮允可)等)<sup>(10)</sup>及びコルレス契約(七年の小野組支店との契約が嚆矢。小野組破産後、この拡充に努め、長崎県立誠会社、山梨県興益社(八年)、三井組函館出店・小倉及び仙台台出納寮出張所(九年)等と契約)<sup>(11)</sup>等で業務拡充がはかられるが、担保物件としての公債の役割は依然として小さくはなかつたのである。

第四国銀は、前掲第3表によると、七年以上季までは資産高に占める貸付金割合が高いが、八年以上季・九年以上季(但し、公債購入元金を含む)には政府勘定Ⅱ公債が貸付金を上廻っている。本店貸付内訳を第5表でみると、公債集中度の高い東京・大阪に本支店をもつ第一国銀と

は異なり、公債担保貸付が少なく、大部分が米穀・地券・不動産担保貸付である(但し、八年度以降は不明)。第五国銀は前掲第4表によると、①並貸高と政府勘定Ⅱ公債とがほぼ匹敵している事、②投機的売買益をねらう公債購入に一・一万円余があてられている事などがわかる。前者の並貸は、該行が第一国銀同様に大阪・東京を中心としている為、「公債証書・雑穀及び琉球物産等を抵当」(七季上季考課状)<sup>(13)</sup>にするとされる所が留意される。後者に関しては、七年春に第五国銀「手代」が「為商業新古公債証書買入」れるべく福岡県に出張し、十一月頃には「諸口々手附金差入追々取纏り次第凡壹万七千円差入用」(七年十一月二十六日付渡辺福岡県令宛同人書簡)<sup>(14)</sup>になるといった事態が生じている。

- (1) 『第一銀行史』上巻、一三八―九頁。
- (2)(10) 土屋喬雄『シャンドーわが国銀行史上の教師』、一〇二頁以下、一五四頁。
- (3) 加藤俊彦「第一国立銀行」(大内力等編『国立銀行の研究』三六頁)。
- (4) 第十四・三六回考課状が原司郎「第二国立銀行党書」(『金融経済』五〇号)に紹介。尚、同行に就ては原司郎『明治前期金融史』も参照。

- (5) (6) (7) (8) 『第四銀行百年史』五三頁、五八頁、六五頁、六三頁。尚、同行については、守田志郎『地主経済と地方資本』。暉峻泰三「第四国立銀行」(大内力等編『国立銀行の研究』)という労作がある。

- (9) 第五国立銀行編『沿革事誌』(伊丹正博「第五国立銀行の史的的研究」(『九大経済学研究』二五卷一―一号))。尚、同行に就いては、古川常深「明治初期第五国立銀行と承恵社の形成過程について」秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』所収)・宮本又次『五代友厚伝』二三五頁以下、等をも参照。

- (11) 九年七月十六日付半季考課状・十年一月七日付半季考課状(『日本金融史資料』第三卷、八三頁)。

- (12) 『銀行課第一次報告』一三四頁、八年七月十一日・九年一月十一日・九年七月十六日付各半季考課状(『同上書』、六二頁・六七頁・八二頁・九七頁)。
- (13) (14) 『日本金融史資料』第三卷、三一八頁、四一三頁。

#### 四 公債利益と国庫金運用益

ここでは、公債利益(公債利子・公債売買益の外に、公債担保貸付利子も合せてよい)と国庫金運用益(各種国庫金運用益(但し、算定困難)、や国庫金取扱い手数料)という政府に直接・間接に関連した収益で、各行が

第6表 第1国立銀行の収支状況

収入・支出の内訳	明治6年 下半年	7.上	7.下	8.上	8.下	9.上	9.下
金札引換公債利 足	33,216	52,493					
公債利足	3,533	65,898					
債計	36,749	118,391	91,474	90,927	87,893	56,872	52,390
公債証券売買利 益		24,283		8,052	29,054	6,644	34,947
小計	36,749 % (25.5)	142,674 % (35.5)	91,474 % (28.8)	98,979 % (29.4)	116,947 % (28.9)	63,516 % (26.5)	87,337 % (23.6)
貸金利足	86,556 (60.2)	146,772 (36.6)	131,970 (41.6)	102,350 (30.4)	105,648 (26.1)	102,017 (42.6)	135,544 (36.6)
割引			1,093	160	246	524	2,182
手数料	20,453 (14.2)	34,155 (8.5)	26,754 (8.4)	33,397 (9.9)	62,220 (15.3)	38,168 (15.9)	14,443 (3.9)
地金売買利益		154	4,738	4,263		1,617	7,442
庫 舗			124		213	7,155	744
請合料						259	
交換打歩		50,629	4,217	4,354	6,693	15,444	8,471
交換にて利益		21		453	3,183	334	2,876
合計	107,019	231,731	168,896	145,190	185,145	158,363	171,702
前半季繰越、前半季 繰越高抵当		27,362	56,706	91,592	102,532	17,570	110,706
総計(A)	143,760	400,861	317,080	335,768	404,632	239,453	369,753
支出総計(B)	31,047	242,717	181,229	227,355	266,067	125,937	217,324
内預金利息	1,687	96,710	38,650	79,624	90,590	50,524	56,597
手数料		9,305	1,779	2,594	11,785	7,266	1,254
交換打歩		48,354		2,079	4,652	83,526	5,930
請合料		9,000					
純益金(A-B)	112,712	158,144	135,850	108,413	138,564	113,561	152,429
内別段積立金	11,271	15,756	12,008	10,460	13,979	11,559	24,963
当半季割賦金	54,918	81,250	68,750	54,000	103,500	86,250	105,000
(1株当り配当金)	円 銭 (2.25)	(3.25)	(2.75)	(3)	(5.75)	(5.75)	(7)
後半季繰込	27,362	33,775	21,590	22,532	21,084	15,706	22,465

〔備考〕 1. ( )内の%は各々対A比。単位は円。

2. 純益金には、「賄役員褒賞金」(6年下半年—19,161円)、「前半季繰越」(7年上半季—27,361円、7年下半年—33,500円、8年上半季—21,420円)が各々含まれている。尚、7年上半季の収入の合計は401,770円だが、原史料のままとしておいた。

3. 各季の「利益金割合報告」(『三井文庫』, 716; 『日本金融史資料』明治・大正編, 第3巻)より作成。

如何に危機に対処し得ていたのかを吟味するのが主目的である。

まず、第一国銀について第6表よりみると、①全季を通じて収益の大半が公債利益・手数料・貸付利息よりなる事、②七上半季・八上半季は公債利益は貸付利息とほぼ等しく、八下半季には公債利益が貸付利息を上廻り、七上半季・八下半季・九下半季にはかなりの公債売買益がある事、③国庫金取扱手数料(大蔵省預

第7表 第2国立銀行の株主勘定の内容

内 訳	明治7年下季	8.上	8.下	9.上	9.下
資本金 (A)	232,000	250,000	250,000	250,000	250,000
純益金 (B)	19,442	10,628	15,631	27,284	26,200
割賦金 (C)	14,508	9,375	12,750	13,125	21,250
B/A	8.3%	4.2	6.2	10.9	10.4
C/A	6.2%	3.7	5.1	5.2	8.5

- 〔備考〕 1. 単位は円。  
 2. 原司郎『明治前期日本金融史』110頁より作成。

第8表 第4国立銀行の収入・支出

内 訳	明治7年上半季	7.下	8.上	8.下	9.上	9.下
本店益高		20,867		27,731	25,248	
支店益高		4,545		5,193	4,155	
小計 (A)		25,412		32,925	29,404	40,654
内、推定公債利息	4,041	5,074		5,074	5,406	
本店支出高		6,744		16,366	12,325	
支店支出高		1,455		1,777	1,652	
滞貸抵当、或は創業費		4,445		3,000	2,500	
營業用の内、消却				664	500	
計 (B)		12,644		21,807	16,977	13,852
純益金 (A-B)	6,199	12,766	15,957	11,118	12,427	26,802
内、本文店役員賞与金		510		593	646	951
前半季繰込		1,079		3,072	2,234	2,834
別段積立金		1,225		1,360	1,180	561
当半季割賦金	4,500 円銀 (2.25)	10,000	11,500	10,000	10,000	25,689
後半季繰込		2,109		2,234	2,833	552

- 〔備考〕 1. 推定公債利息は、紙幣抵当公債の半年利〔3,600円〕に抵当公債の半分を利付〔新債4%、秩禄公債8%の平均の6%〕として算定加算したものと。  
 2. 単位は円。  
 3. 『日本金融史資料』明治・大正編、第3巻、263-276頁より作成。

金のみで七年抵当増額令以後も一年に三万円を大部分とする手数料が九年上半迄約一割前後を占め、これと公債利益を合わせると、政府関連収益が貸付利息以上に上るのが七年上半・八年上半・九年上半にもみられる事、④小野組破産後に貸付利息は減少するが、国庫金の比重は増加するから、貸付利息に占める国庫金運用益も増加するだろう事、⑤かかる収益構造の特質で、資本利益率は十一%余(七年)・九%余(八年)・十七%余(九年)、配当率は八%余(七年)。但し、前季繰越を含む)・九%余(九年)同上)・十二%余(九年)

第9表 第5国銀利益金割合 (7年上季)

内 訳	金額 (円)
公債証券利息	8,850
利足入	15,443
手数料	357
収入計 (A)	24,651
諸入費 (B)	8,898
純益金 (A-B)	15,752
内別段積立金	1,575
割賦金	12,000
後半期繰込	2,177

〔備考〕『日本金融史資料』明治・大正編、第3巻、330—331頁より作成。

と「好調」である事、が指摘し得る。不良貸付で損金のでた七年の好配当の要因を「預金利息が安く資金コストが低かったこと」<sup>(1)</sup>に求める見解もあるが、実は既にこの時期より「公債収益十手数料」<sup>(2)</sup>がかなりの割合を占めていたのである。銀行貸付の低利益が政府関連収益によって補填される事によって、銀行が存続し得ていたのである。危機的状況下で公債収益のみで貸付利息を上廻った八年下季に作成された「資本金使用方法並損益概算」<sup>(3)</sup>『第一銀行史』上巻、二六一—三頁) はかかる収益構造を端的に浮彫りにする。即ち、そこでは、資金三百万円を一年間運用(諸公債二三〇万円と貸付金九五万円)して利益三二・五万円(公債元利収入十七・七万円十国庫金取扱手数料四・一万円十貸付利息九・五万円十一般为

換打歩等一・二万円)をあげ、支出十四・二万円と貸付利子損失分一・八万円余を差引いた十五・五万円余が純益になるとした(但し、さらに別段積立金・役員配当を引くと、「真の割賦金は年八分以内たるへし」とする)。正に、資金の約七割を諸抵当と投機としての公債に運用する事を余儀なくされ、この公債利益(総高の五割余)と手数料が利益の七割強を占める事になるのである。前記渋沢改革案は高準備率で「銀行は其利を見ること能はず」としていたが、ここに至って資金の公債運用で確実な収益をあげる方針を明確化する。九年下季には貸付利息が著増するが、それまでは銀行は公債運用機関となつて延命していたのである。そして、その延命過程で諸入費節減・貸付損失削減で「真の割賦金年割」実現を期そうとしていたのである。

① 他行は史料的制約で第一国銀ほど鮮明ではないが、総収益に占める公債収益の割合は約二割(第四国銀。但し、推定。第8表)・三割余(第五国銀。但し、七年上季のみ。第9表)で、拝借金で「一時の急」に対処し得たとした所で「銀行年々得る処の利益実に僅々」<sup>(2)</sup>(九年六月十九日付得能宛第五国銀嘆願書)という貸付利息の

低減で、公債収益や国庫金手数料の比重は高まったはずであり、八年以降は「確實な収益といえは……金札引換公債証書の利子のみ」(『第四銀行百年史』六五頁)といつてもよい状況だった事、②かかる収益構造の特質で、八・九両年の資本利益率は一割余・二割余(第二国銀、第7表)と、特に九年は第一国銀以上に好調だった事(但し、九年下季に第一国銀と同様に貸付利足が増加したか否かは不明)、などが指摘し得る。

- (1) 加藤前掲論文(前掲書、四五頁)。  
 (2) 『公文録』大蔵省伺(九年七月)、十号文書。

## 小 括

以上の検討より、次の諸点が要約的に指摘される。

第一に、開業前後の公債納付手続の転倒や大蔵省の第一国銀の準備金内容への例外規定適用の試みは、公債を一槓杆に設立される兌換券発行銀行という基本的性格を著しく修正するものではないとして(特に後者は止むを得ずとして)加えられた(或は企図された)草創期の銀行への保護措置であった。所が、正院による後者の却下は、国立銀行設立に積極的だった小野組の国庫金を無抵

当で積極的に流用(府県為替方への積極的進出と連動しつつ)する要因となる。故に、危機的狀況が進展すれば、次にみる如く、高準備率に基づく利益僅少が国家財政による補完の必要を深めてゆかざるを得ぬものを、国立銀行それ自体が孕んでいたのである。

即ち、第二は、金庫直管となる前に小野組・島田組担当の府県為替方が、高準備率に基づく利益僅少化を補完する必要があるとする大蔵省保護もあって、第一国銀・第二国銀・第四国銀(後二者は各一県宛)に配分され、取扱い国庫金高がその限りで増加し、小野組破産による危機が対処されていたという事である。

第三は、小野組破産や銀行券還流による危機の中で国庫金が増加して資金枯渴を補完すると共に、金札引換公債利子が銀行に確實な収益をもたらし、その他の公債収益や国庫金手数料をも加えると、貸付利足を上廻る時期があったという事である。そして、考課状による限りでは、第一・四国銀の国庫金の資金(或は負債)に占める割合が高く(但し、取扱い高では第二・五国銀も決して低くはない事を解明)、八・九両年には公債費が貸付高を上廻り、第一国銀の八年八月概算が端的に示す如く運

用対象（諸抵当と投機）としての公債が高比重を占め、且つ特に第一国銀では貸付担保としても公債が重要な位置を占めていた（この点は、都市所在銀行である第五国銀も同様）。

一般に小野組破産による初期政商らの信用失墜で公信用を主軸とする国家財政の役割が増大する中で、ただでさえ高準備率で利益僅少を余儀なくされていた国立銀行は、銀行券還流等の進展で、一層公債利益・国庫金手数料と国庫金運用益（しかも、都市部では公債は担保としても重要）という国家財政への依存を深化させる事を余儀なくされてゆくのである。こうして、窮迫した国家財政自らでは遂行し得ぬ金札処分を金札引換公債を一槓杆

とする国立銀行で実施しようとした当初の方針は、周知の設立行数の僅少さのみならず、この面からも困難となつてゆくのである。少なくとも、改正国立銀行条例の布告までは、国立銀行は、資金面で国庫金に依存していたにとどまらず、運用面でも公債に依存する事を余儀なくされて、延命し得ていたのである。

（日本大学講師）

〔付記〕 本稿は、維新政権期の財政経済史研究に次いで、教授代講という重責に全力投球しつつ、現在筆者がすすめている研究の、前半部分の一部をなし、中間部分の一部は社会経済史学会部会、後半部分の一部は経営史学会部会（共に本年度）で各々報告。